

マイナンバー制度について

平成28年1月より社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が開始されます。

マイナンバー制度では、一人ひとりに異なる個人番号が割り当てられ、社会保障・税・災害対策に活用されます。また、法人には法人番号が割り当てられます。

個人のお客さまへ

「個人番号」は、国民一人ひとりがもつ12桁の番号です。

マイナンバー制度の開始にあたって、信用金庫と一定の取引等を行う場合は、税務上、信用金庫へ個人番号の提示が必要になることがあります。

また、個人番号を提示していただく際には、本人確認書類の提示などの手続きが必要となります。

なお、個人番号は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。

法人のお客さまへ

「法人番号」は、1法人が1つもつ13桁の番号です。

マイナンバー制度の開始にあたって、信用金庫と一定の取引等を行う場合は、税務上、信用金庫へ法人番号の提示が必要になることがあります。

マイナンバーに関する疑問 ～Q&A～

Q. マイナンバー制度はいつから始まりますか？

A. 平成28年1月から始まります。ただし、それ以前でも、マイナンバー（個人番号・法人番号）を提示していただく場合があります。

Q. マイナンバーはどこで確認できますか？

A. 平成27年10月より、市町村から国民一人ひとりに個人番号が記載された「通知カード」が送付されますので、個人番号はそこで確認できます。

法人番号は、国税庁長官からの書面「法人番号指定通知書」が通知されますので、そこで確認できます。また、国税庁のホームページで公表されます。

Q. 城南信用金庫では個人番号をどう取り扱いますか？

A. 城南信用金庫では、個人番号の取扱いについて、厳格な管理体制の中で取扱ってまいります。

マイナンバー制度を悪用した詐欺行為にご注意ください！

不審な電話がありましたら、最寄りの警察署等にご連絡ください。

※マイナンバー制度に関するご照会は、
内閣府「マイナンバーコールセンター」
【TEL：0120-95-0178】

😊😊 Face to Face

マイナンバーの提示のお願い

マイナンバー制度開始により城南信用金庫でも、お客さまへマイナンバーの提示をお願いすることがあります。

平成28年
1月から
マイナンバー制度
スタート！



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

 城南信用金庫

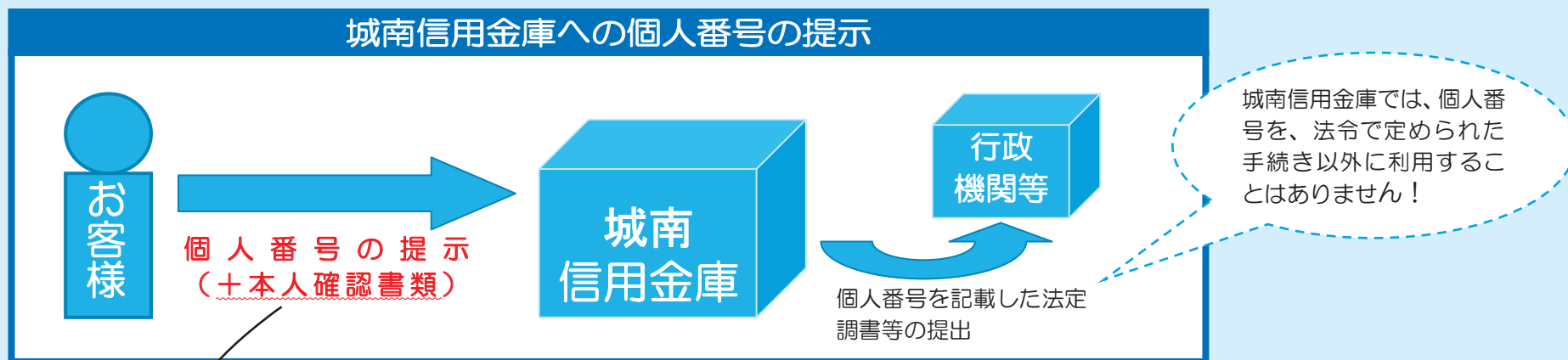
マイナンバー（個人番号・法人番号）の提示のお願い

マイナンバー制度の開始にあたって、一定の取引等を行う場合は、税務上、金融機関等へ個人番号・法人番号の提示が必要になることがあります。

それに伴い、城南信用金庫へマイナンバーを提示していただく場合があります。

また、個人番号を提示していただく際には、本人確認書類の提示などが必要となります。

（※法人番号を提示していただく際にも、確認書類が必要となる場合があります。）



本人確認書類の例

- ①個人番号カードをお持ちのお客様
⇒ **個人番号カード**
- ②個人番号カードをお持ちでないお客様
⇒ **通知カード** + **運転免許証等**
(又は個人番号 (顔写真付きでない
が記載された 確認書類の場合は
住民票の写し等 2つ以上の確認書類)

※ 確認書類の詳しい内容についてはお手数ですが、窓口にお問合せください。

城南信用金庫が個人番号を利用する目的

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務
- ② 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務
- ③ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務
- ④ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ⑤ 教育資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務